

新しい受給者証と本通知を利用されております放課後等デイサービス事業所にご提示いただきますようお願いいたします。

深障発第 58 号
令和6年4月23日

放課後等デイサービス利用者 各位

深谷市障害福祉課長

深谷市における令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う
受給者証の取扱いについて（依頼）

日頃より、障害福祉行政にご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。

この度、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により令和6年4月1日より放課後等デイサービスにおける個別サポート加算（Ⅰ）（重度）及び強度行動障害児支援加算（Ⅱ）が創設されました。これに関し、深谷市の対応としましては下記のとおりといたします。

記

令和6年4月1日より加算が対象になるかたのみ受給者証を発行いたしました。4月サービス提供分より同封の新しい受給者証をご使用いただきますようお願いいたします。

※上記通知等につきましては、市ホームページにも掲載しております。

【通知等掲載ページ】

深谷市ホームページ>「健康・福祉」>「福祉」>「障害者福祉」>
「事業者向けお知らせ」>「令和6年度障害福祉サービス報酬改定について」

（問合せ）

〒366-8501

埼玉県深谷市仲町11番1号

深谷市福祉健康部障害福祉課支援第1係

TEL：048-571-1211 FAX：048-574-6667

E-mail：syougai@city.fukaya.saitama.jp